

令和8年度

市民税・府民税・森林環境税

# 特別徴収のしおり

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内7-5番地



八幡市役所

市民生活部 税務課 市民税係

電話 075-983-1113 (課税担当)

075-983-2164 (課税担当)

075-983-2481 (収納担当)

令和8年度

# 市民税・府民税・森林環境税カレンダー

(令和8年7月～令和9年6月)

令和8年7月							令和8年8月							令和8年9月							令和8年10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4	・	・	・	・	・	・	1	・	・	1	2	3	4	5	・	・	・	・	1	2	3
5	6	7	8	9	<b>10</b>	11	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	<b>10</b>	11	12	4	5	6	7	8	9	10
12	13	14	15	16	17	18	9	<b>10</b>	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19	11	12	<b>13</b>	14	15	16	17
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24
26	27	28	29	30	31	・	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	・	・	・	25	26	27	28	29	30	31
・	・	・	・	・	・	・	30	28	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
令和8年11月							令和8年12月							令和9年1月							令和9年2月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	・	・	1	2	3	4	5	・	・	・	・	・	1	2	・	1	2	3	4	5	6
8	9	<b>10</b>	11	12	13	14	6	7	8	9	<b>10</b>	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	<b>10</b>	11	12	13
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19	10	11	<b>12</b>	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27
29	30	・	・	・	・	・	27	28	29	30	31	・	・	24	25	26	27	28	29	30	28	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
令和9年3月							令和9年4月							令和9年5月							令和9年6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6	・	・	・	・	1	2	3	・	・	・	・	・	・	1	・	・	1	2	3	4	5
7	8	9	<b>10</b>	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	<b>10</b>	11	12
14	15	16	17	18	19	20	11	<b>12</b>	13	14	15	16	17	9	<b>10</b>	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
28	29	30	31	・	・	・	25	26	27	28	29	30	・	23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	30	31	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

の日が特別徴収納期限です。

納期限までに納税しましょう。

## この「しおり」に綴り込んである書類

★特別徴収のあらまし

★市民税・府民税・森林環境税 納入書の取り扱いについて

★特別徴収の事務処理について

★退職所得に係る税額の徴収について

★個人住民税の特別徴収義務者(事業者)の皆さまへ

★各種書類の提出について

★特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書…………… 1部

★給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書…………… 2部

★特別徴収(追加)依頼書…………… 1部

★指定通知書…………… 1部

# 特別徴収のあらまし

## (1) 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収とは

給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、給与の支払いを受ける者（給与所得者）が納めなければならない市民税・府民税・森林環境税を6月から翌年5月までの12回にわたって、給与から差し引いて、給与所得者に代わって納入していただく制度を特別徴収といいます。

## (2) 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収を行う全ての事業者で、給与所得者に係る市民税・府民税・森林環境税を徴収し、納税義務者である給与所得者に代わって徴収した税額を納める者をいいます。

なお、任意に指定取消の申し出や指定拒否はできません。

## (3) 特別徴収税額の納入

### ① 納期限

納期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（10日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日）になっています。

各月分の納期限は、納入書の納期限欄に記載のとおりです。

### ② 納入方法

各給与所得者から徴収した月割額の合計額を、同封の「市民税・府民税・森林環境税納入書」で納入してください。

●指定番号のほか、所在地（住所）及び名称（氏名）については、あらかじめ印字していますが、変更がある場合は、お申し出ください。

なお、取扱金融機関は、裏面に記載しています。

●用紙は、14枚綴りで末尾の2枚（予備）を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので、必ず該当月の用紙をご使用ください。

なお、誤って記入された場合は、必ず予備の用紙に該当月を記入の上、ご使用ください。

## <納期の特例について>

特別徴収税額の納入については、給与の支払いを受ける者が常時10人未満である場合において、「（市民税・府民税・森林環境税）特別徴収税額の納期の特例に関する（承認・取消）申請書」を提出することにより、特別徴収税額のうち、6月分から11月分までを12月10日まで、12月分から翌年5月分までを翌年6月10日までの2回の納期で納入することができます。

（市民税・府民税・森林環境税）特別徴収税額の納期の特例に関する（承認・取消）申請書は、当市ホームページからダウンロードしていただくか、税務課市民税係にお問い合わせください。

## ③ 特別徴収税額を滞納した場合

納期限までに特別徴収した税額が納入されなかった場合は、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、延滞金特例基準割合（注1）に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする。）で計算した額の延滞金を本税に加算して納入していただくことになります。

### （注1）延滞金特例基準割合

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において、銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする。

## ④ 給与所得者が退職等異動した場合

退職等によって給与の支払いを受けなくなった給与所得者分の税額は、異動理由の生じた翌月の分から徴収、納入の義務はありません。

ただし、別添の「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「異動届出書」という。）に必要事項を記載し、提出していただいて初めて、徴収、納入の義務が消滅します。

なお、令和9年1月1日から4月30日までの間において、退職または給与の支払いを受けなくなった場合は、必ず一括徴収してください。

この場合も必ず異動届出書を提出してください。

# 市民税・府民税・森林環境税 納入書の取り扱いについて

## 京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 領収証書

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
指定番号	納入金額(1) 円	
	① <del>10,000</del>	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる とき及び退職所得等を納入するときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む) ② 10000	退職所得分 ② 5000
	延滞金 ②	督促手数料 ③ 15000
納期限	督促 手数料 (訂正欄)	合計額
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒 又は 所在地		氏名 又は 名称 様
氏名 又は 名称		

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

## 京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 納入書

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
指定番号	納入金額(1) 円	
	① <del>10,000</del>	
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる とき及び退職所得等を納入するときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む) ② 10000	退職所得分 ② 5000
	延滞金 ②	督促手数料 ③ 15000
納期限	督促 手数料 (訂正欄)	合計額
※ 日計		合計額
(特別徴収義務者)		領収日付印
住所 〒 又は 所在地		氏名 又は 名称
氏名 又は 名称		

上記のとおり納入します。

(金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)

## 京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 収納済通知書

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
年 月 分	指定番号	納入金額(1) 円
④ 0806		① <del>10,000</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる とき及び退職所得等を納入するときは、納入金額(1)の欄を 横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収分を含む) ② 10000	退職所得分 ② 5000
	延滞金 ②	督促手数料 ③ 15000
納期限	督促 手数料 (訂正欄)	合計額
取りまとめ店 〒539-8794 大阪貯金事務センター		合計額
領収日付印	(特別徴収義務者)	納
住所 〒 又は 所在地	氏名 又は 名称	
氏名 又は 名称		

上記のとおり通知します。(受付店→京都銀行八幡中央支店(取りまとめ店)→八幡市)(八幡市保管)

退職所得に係る税額のある場合は裏面も記入してください。

- ①の欄の金額に追加・変更がない場合は、②および③は記入しないでください。
- ①の欄の金額に追加・変更がある場合は、①の金額を横線で抹消し、②および③を記入してください。  
その際は、金額欄に『¥』記号は記入しないでください。
- ②にて退職所得分を納入される場合は、裏面の納入申告書もご記入ください。  
(別紙で申告書を提出される場合は、不要です。)
- 白紙の用紙を使用される場合は、④に納付対象年月をご記入ください。  
(例：令和8年度6月分の場合、0806)

# 特別徴収の事務処理について

特別徴収の通知後に誤りがあった場合、退職等による異動届出書を受理した場合、またはその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の変更通知書」と市民税・府民税・森林環境税納入書を送付いたします。

## (1) 給与所得者が退職または転勤で異動した場合の手続き

給与所得者が退職または転勤で異動した場合は、必ず翌月の10日までに異動届出書を提出してください。提出が期限後となった場合、退職または転勤した給与所得者が一括して税額を納入する必要があります。また、特別徴収義務者についても、退職または転勤した給与所得者の翌月分以降が未納となり、督促状を発送することとなりますので、期限までに必ず提出してください。

なお、異動届出書の記入については、異動届出書の記入例をご覧ください。

### ① 退職の場合

給与所得者が退職により、給与の支払いを受けなくなった場合、特別徴収税額のうち、給与から徴収できなくなった税額は、給与所得者から直接納入していただきます。この場合、給与の支払いを受けなくなった月の翌月の10日までに異動届出書を税務課市民税課係まで提出してください。

#### <退職者の一括徴収>

##### ④ 一括徴収の範囲

給与所得者が退職等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、特別徴収税額のうち、月割額の残税額を給与または退職手当等からまとめて次のように徴収していただくことになっております。

■退職の日が、6月1日から12月31日までの間（令和8年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和8年6月1日から12月31日まで）の場合

退職者から申し出がある場合は、残税額をまとめて徴収していただくことになっております。この制度は、退職者の納税の便宜を考慮して設けられたものです。退職に際しては、この制度の利用をお勧めいたしますようご協力をお願いします。

■退職の日が、翌年の1月1日から4月30日までの間（令和8年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和9年1月1日から4月30日まで）の場合

退職者から申し出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与または退職手当等が5月31日（令和8年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和9年5月31日）までに支払われるときに限ります。

### ⑤ 一括徴収の手続き

特別徴収義務者が異動届出書を作成して提出してください。

### ⑥ 一括徴収された税額の納入方法

給与または退職手当等から徴収した残税額は、その徴収した月の翌月の10日までに他の給与所得者に係る特別徴収税額と併せて、「市民税・府民税・森林環境税納入書」により、納入していただくことになります。市民税・府民税・森林環境税納入書の納入金額の「給与分」欄に他の給与所得者の月割額と合計した金額を記入して納入してください。

### ② 転勤の場合

転勤により勤務先が変更となり、新しい勤務先で引き続き特別徴収の方法によって徴収されることを給与所得者が希望した場合は、特別徴収が継続されます。異動届出書に新たに支払いをすることになった新しい勤務先の名称等を記入し、転勤のあった月の翌月の10日までに税務課市民税係まで提出してください。

## (2) 審査請求

通知された徴収金に関する処分について、不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内（地方税法第19条）に八幡市長に対し、審査請求することができます。

## (3) その他

別添の給与所得者等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）は、それぞれの給与所得者にお渡しください。不明な点や疑問が生じたときは、税務課市民税係にお問い合わせください。

# 退職所得に係る税額の徴収について

## (1) 徴収（地方税法第50条の2、第50条の6、第328条、第328条の4）

退職所得に係る市民税・府民税も退職金支払いの際、徴収することとされておりますが、詳細については、全国同一課税方式のため、所在市区町村にお問い合わせの上、退職金支払いの際、徴収してください。

## (2) 退職所得控除の金額の計算（地方税法第50条の3、第328条の2）

所得税と同様に、次のように計算した金額を収入金額から控除します。

### ① 退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年超の場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

### ② 障がい者になったことに起因して退職したと認められるときは、控除額に100万円が加算されます。

## (3) 納入

### ① 納期

徴収した退職所得に係る税額は、徴収した翌月の10日（10日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日）までに納入してください。

### ② 納入書

給与に係る納入書と同一の「市民税・府民税・森林環境税納入書」を使用してください。納入金額の給与分の下欄の退職所得分に退職金から徴収した市民税・府民税の合計額を記入して、裏面の市民税・府民税納入申告書にも記入してください。

## 個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

### ◆eLTAX（エルタックス）をご利用ください

eLTAXとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXを利用すると、複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信することができ、郵便局や窓口に出向くことなく、オフィスや自宅などからインターネットを利用して簡単に手続きすることができます。

詳しくはeLTAXのホームページ

(<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

### ◆給与支払報告書のeLTAXまたは光ディスク等による提出の義務について

給与支払報告書は、前々年に税務署へ提出すべきであった源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合、eLTAXまたは光ディスク等により提出することが義務付けられています。

なお、令和9年1月1日以降の提出分については、令和6年度税制改正により、「100枚以上」から「30枚以上」に引き下げ、市区町村へ給与支払報告書を提出した場合、税務署へも源泉徴収票を提出したとみなされます。

## 各種書類の提出について

◆こんなときには、以下の書類の提出をお願いします

こんなとき	提出書類
事業所の所在地・名称を変更したとき	特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書 (税務課市民税係へ提出)
給与所得者が退職・休職・転勤したとき	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (税務課市民税係へ提出)
新たに特別徴収の給与所得者が生じたとき	特別徴収(追加)依頼書 (税務課市民税係へ提出)
納入時に近畿2府4県以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用するとき	指定通知書 (ゆうちょ銀行・郵便局へ提出)

※ それぞれの書類の部数が足りない場合は、コピーまたは本市ホームページからダウンロードして使用していただくか、税務課市民税係へご請求ください。

# 特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

年 月 日  京都府八幡市長 宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 —		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称			担 当 者 先 連 絡	所 属	
		代表者の 職・氏名				氏 名	
						電 話	

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。		変 更 年 月 日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
法人番号又は 個人番号			
フリガナ			
所 在 地 (住 所)	〒 —	〒 —	
フリガナ			
名 称			
フリガナ			
関係書類の 送 付 先	〒 —	〒 —	
電 話			
変 更 理 由	1 所在地移転    2 名称変更    3 送付先変更(所在地と異なる場合) 4 合併【下欄を記入してください】    5 給与事務統合【下欄を記入してください】		
合併・統合後の 指 定 番 号	1 指定番号を新規に取得する。 ※転勤の異動届出書も提出してください。 2 合併・統合先の指定番号( )を使用する。 ※転勤の異動届出書も提出してください。 3 旧義務者の指定番号( )を継続使用する。		

○所在地・方書・名称には誤読をさけるために、必ずフリガナを記入してください。

## 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和8年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の中に退職、休職、転勤等の理由によって、給与の支払いを受けなくなった給与所得者がある場合に、給与の支払いを受けなくなった日の属する翌月の10日までに八幡市役所税務課市民税係へ提出してください。

1. 市役所では、この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を訂正し、退職者の未徴収分について、直接、退職者宛てに納税通知書を発送します。
  2. 期限内に異動届出書が提出されなかった場合、貴事業所に特別徴収義務があるものとして、課税されたままとなり、未納額があった場合は、督促状を発送することとなります。  
また、退職者も未徴収税額について、期別割が減少することに伴い、一度に多くの額を納めていただくことになるため、貴事業所におきましては、異動の発生した都度、すみやかに提出してください。
  3. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、異動届出書の「1. 特別徴収継続の場合」の欄に新たに支払いをすることとなった新しい転勤先の名称等を記入し、必ず異動の発生した都度、すみやかに提出してください。
  4. 退職のため、特別徴収ができなくなった給与所得者について、退職後の未徴収税額を給与所得者の了解を得て、退職手当等により、一括徴収による納入を勧めteいただくようお願いいたします。  
この場合、異動届出書の「2. 一括徴収の場合」の欄にご記入の上、異動届出書を提出してください。
- ※ 退職後の住所や新しい勤務先がわかれば、なるべく詳しくご記入ください。
- ※ 死亡の場合、死亡者の相続人（納税義務承継者）の住所・氏名などがわかれば、余白にご記入ください。

# 異動届出書(給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書)の記入例

## ■退職・一括徴収しない場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

京都府八幡市長殿 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567  
 令和8年10月6日提出 給付義務者 ヤマトショウジ カシキカイシャ 宛名番号 0001  
 フリガナ ヤマト シロウ 旧姓 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア-イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法  
 氏名 八幡 次郎 特別徴収税額(年税額) 6月から 10月から 8年 1 1. 特別徴収継続  
 生年月日 45年1月3日 徴収済額 9月まで 5月まで 10月 2. 一括徴収  
 個人番号 1111111111111111 未徴収税額(ア-イ) 80,000円 3. 普通徴収(本人納付)  
 受給者番号 八幡市 120,000円 40,000円 80,000円 3日  
 1月1日現在の住所 八幡大谷85番地  
 異動後の住所  
 1. 特別徴収継続の場合  
 指定番号 (新規) 法人番号 新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。  
 所在地 フリガナ 担当者氏名 受給者番号 納入書の要否 (1. 必要 2. 不要)  
 氏名又は名称 内線 ( )  
 2. 一括徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日 (上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。  
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円  
 3. 普通徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため  
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1、2、3にも記入してください。

## ■退職・一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

京都府八幡市長殿 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567  
 令和9年2月6日提出 給付義務者 ヤマトショウジ カシキカイシャ 宛名番号 0001  
 フリガナ ヤマト シロウ 旧姓 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア-イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法  
 氏名 八幡 次郎 特別徴収税額(年税額) 6月から 2月から 9年 1 1. 特別徴収継続  
 生年月日 45年1月3日 徴収済額 1月まで 5月まで 10月 2. 一括徴収  
 個人番号 1111111111111111 未徴収税額(ア-イ) 80,000円 3. 普通徴収(本人納付)  
 受給者番号 八幡市 120,000円 80,000円 40,000円 3日  
 1月1日現在の住所 八幡大谷85番地  
 異動後の住所  
 1. 特別徴収継続の場合  
 指定番号 (新規) 法人番号 新しい勤務先へは、月額額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。  
 所在地 フリガナ 担当者氏名 受給者番号 納入書の要否 (1. 必要 2. 不要)  
 氏名又は名称 内線 ( )  
 2. 一括徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日 (上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。  
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円  
 3. 普通徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため  
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1、2、3にも記入してください。

## 異動届出書の提出先

京都府八幡市役所  
 市民生活部 税務課 市民税係

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

TEL(075)983-1113(直通)  
 (075)983-2164(直通)

## ■転勤の場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

京都府八幡市長殿 所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地 指定番号 1234567  
 令和9年2月6日提出 給付義務者 ヤマトショウジ カシキカイシャ 宛名番号 0001  
 フリガナ ヤマト シロウ 旧姓 氏名 八幡 次郎 (ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア-イ) 異動年月日 異動の事由 異動後の未徴収税額の徴収方法  
 氏名 八幡 次郎 特別徴収税額(年税額) 6月から 11月から 8年 2 1. 特別徴収継続  
 生年月日 45年1月3日 徴収済額 10月まで 5月まで 11月 2. 一括徴収  
 個人番号 1111111111111111 未徴収税額(ア-イ) 70,000円 3. 普通徴収(本人納付)  
 受給者番号 八幡市 120,000円 50,000円 70,000円 1日  
 1月1日現在の住所 八幡大谷85番地  
 異動後の住所  
 1. 特別徴収継続の場合  
 指定番号 (新規) 法人番号 9999999999999999 新しい勤務先へは、月額額 10,000円を 11月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。  
 所在地 〒573-1111 枚方市大垣内町1丁目1番地 経理課  
 フリガナ ヤマト シロウ カシキカイシャ ヒラカサデン 担当者氏名 泉 安子  
 氏名又は名称 八幡商事株式会社 枚方支店 電話 072-841-1111 内線 (1234)  
 2. 一括徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 徴収予定日 (上記(ウ)と同額) 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。  
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 月 日 円  
 3. 普通徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までに、一括徴収の申出がないため  
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
 3. 死亡による退職であるため

1 選択した番号に応じて下の1、2、3にも記入してください。





## 特別徴収（追加）依頼書

就職等により、年度の途中で特別徴収を開始する給与所得者が新たに発生した場合は、特別徴収（追加）依頼書に必要事項をご記入の上、税務課市民税係まで提出してください。

なお、納期限が未到来のものに限ります。納期限を超過した期の分は、特別徴収に変更できませんので、新たに開始する給与所得者ご自身で納入していただくようお願いいたします。

# 特別徴収（追加）依頼書

年 月 日  京都府 八幡市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒      ー	指定番号		
		フリガナ		担当者連絡先	所属	
		名称			氏名	
		代表者の職・氏名			電話	
法人番号又は個人番号						

◆ 次の給与所得者について \_\_\_\_\_ 月分から特別徴収を希望します。

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_ 生年月日 S・H \_\_\_\_\_ 年      月      日

受給者番号 \_\_\_\_\_

普通徴収税額 \_\_\_\_\_ 円      うち納付済額 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 円(第 \_\_\_\_\_ 期分まで)

# 指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法 第321条の5第4項の規定に基づいて、本市の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の取扱店・局に指定しましたので通知します。

1. 許可または承認番号	貯業2第354号
1. 口座番号	01030 - 1 - 960091
1. 加入者の名称	八幡市会計管理者
1. 取りまとめ局	大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行 店 長 様  
郵便局長 様

京都府八幡市長  
(公 印 省 略)

◎近畿2府4県（大阪府・京都府・滋賀県・兵庫県・奈良県・和歌山県）以外のゆうちょ銀行・郵便局に初めて払い込まれるときは、必ずこの通知書を当該ゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

◎取扱金融機関以外での払い込みにつきましては、手数料がかかります。

き  
り  
と  
り